



丹篠農政第543号
令和5年6月30日

丹波篠山市監査委員 酒井 加世子 様

丹波篠山市監査委員 隅田 雅春 様

丹波篠山市長 酒井 隆明



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 措置を講じた部局

農都創造部（農業担当）（農都政策課、農都整備課）

2 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項、並びに丹波篠山市監査基準第4条第2項による監査）

3 監査の期間

令和4年9月7日～令和5年1月26日

4 措置の内容

別紙のとおり

<別紙>

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和5年1月26日 監査結果報告
対象監査	令和4年度 定期監査
対象部署等	農都政策課
対象事項	(意見) 農業後継者の保護・育成について
指摘等内容	農業後継者の育成問題はかねてからの課題であり、国が進める施策によって大規模農家や集落営農組織などの支援に取り組んでいるが、市内農地面積の約半分を耕作し、特産物の生産の中心を担っているのは2ha未満の小規模兼業農家など個人農家である。しかし、個人農家では高齢化や後継者不足による離農が進み、市内各地で耕作放棄地が散見される状況となっており、大規模農家や集落営農組織による耕作にも限界があるため、このままでは特産物の生産量減少や品質の低下を招くなど将来を危惧する状況にあることから、市の対策や施策を明確にして、農業の中核を担っている小規模な個人農家の保護・育成に取り組むこと。
改善措置通知日	令和5年6月30日 改善措置通知
改善措置内容	市内農家4,950戸のうち経営規模が100アール未満の農家が約80%、面積にして1,371ha(約36%)を占め、営農活動とともに、草刈りや獣害対策などにより、農村景観が維持されています。 市では、「集落の農業、農地は集落で守る」と考え、集落営農が地域の持続的な担い手となるよう経営や組織の充実を支援しています。 令和5年度からは、小規模農家の持続的な発展を目的に、3戸以上の農家又は農家と土地持ち非農家の共同申請により、トラクターや田植え機、コンバインの購入費の一部を支援する「集落農業守り隊応援事業補助金」を創設します。近隣農地の預かり手として経営規模を拡大する集落の担い手や集落営農のリーダーの育成に取り組みます。
改善措置公表日	令和5年6月30日 改善措置公表

【留意事項】

- 担当課は太枠欄のみ記入してください。
- 改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- 改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- 改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- 本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

<別紙>

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和5年1月26日 監査結果報告
対象監査	令和4年度 定期監査
対象部署等	農都整備課
対象事項	(意見) 環境配慮型水路の整備について
指摘等内容	自然景観や生物多様性に配慮し生態系などの環境に配慮した工法により市内各所に水路の整備が進められていることは、市の農産物の付加価値を高める要素の一つではあるが、これまでのコンクリート製水路と異なり農作業の作業効率は下がり、農業者の維持管理における負担が増えることが懸念される。このため、農作業の負担が増えないような水路の導入の検討と改良を重ねて水路の整備にあたられたい。
改善措置通知日	令和5年6月30日 改善措置通知
改善措置内容	市では自然環境や生物多様性に配慮した魅力ある農村づくりを目指し、「農都のまほろば水路」を市標準モデルの水路として周知・普及に努めています。この水路の採用については、多面的機能支払交付金事業により素掘り水路の改修を計画される場合に、市が生き物調査を行い生息状況や、水路の構造等を説明のうえ実施いただいています。 また、標準モデル水路の「のぼろタイプ」については、環境配慮として側面がウロコ状で底面は凹みがあり、通常の工法と大きな差がないコンクリート二次製品になっており農作業の負担軽減に配慮しています。「トンボトラフタイプ」については、コンクリート二次製品で、側面や底面に穴が開いており、生きものに配慮した水路となっています。 これらは標準工法として位置づけており、今後改良を重ねて管理の負担が増えることなく、環境に配慮した水路の整備を検討します。
改善措置公表日	令和5年6月30日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。